

不利益処分の処分基準

(整理番号 -)

処 分 名	贈与税・相続税の納税猶予、金融支援または会社法特例の適用の前提となる認定の取消し	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第9条第1項から第3項まで、第14項または第15項	
所管部課グループ名	産業技術課工業・繊維グループ（電話 0776-20-0370（内線 2745））	
処 分 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第9条第1項から第3項まで、第14項または第15項の規定による。 <p style="margin-top: 10px;">（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第9条第4項から第9項まで、第16項または第17項の規定により準用する場合を含む。）</p>
設定年月日 平成30年9月13日設定（令和元年9月1日最終変更）		

不利益処分の処分基準

(整理番号 -)

処 分 名	贈与税猶予から相続税猶予への切替の確認の取消し	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 13 項	
所管部課グループ名	産業技術課工業・繊維グループ（電話 0776-20-0370（内線 2745））	
処 分 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 13 項の規定に該当すること。
設定年月日 平成 30 年 9 月 13 日設定（令和元年 9 月 1 日最終変更）		

不利益処分の処分基準

(整理番号 -)

処 分 名	特例承継計画、承継計画または個人事業承継計画の確認の取消し	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 19 条第 1 項または第 2 項	
所管部課グループ名	産業技術課工業・繊維グループ（電話 0776-20-0370（内線 2745））	
処 分 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 19 条第 1 項または第 2 項の各号のいずれかに該当すること。
設定年月日 平成 30 年 9 月 13 日設定（令和元年 9 月 1 日最終変更）		